

前橋高等職業訓練校の東部地区農村環境改善センター（永明公民館）移転について

産業政策課

1 移転計画の概要

ファシリティ・マネジメントにおける資産保有総量縮減の観点から現在の前橋高等職業訓練校（石関町）（以下「訓練校」という。）の土地・建物を売却したいため、訓練校を永明公民館新築移転（令和4年5月）後の東部地区農村環境改善センター（小屋原町）（以下「改善センター」という。）に移転し、空き市有施設の土地・建物の有効活用を図ることとしたい。

2 訓練校の概要

事業所から派遣された従業員等を訓練生として受け入れ、技能知識を習得させることを目的とする職業訓練実施施設である。

職業能力開発促進法に基づいて、職業訓練法人 前橋職業訓練協会 が群馬県知事の認定を受けて運営している。

認定職業訓練校であるため、訓練終了時の技能照査に合格した者は「技能士補」となり、2級技能検定を受験する場合の学科試験が免除されるなど、地域産業発展のための人材育成に寄与している。

公益性が高いため、前橋市の普通財産（土地・建物）を無償貸与しており、令和3年度は、木造建築科や造園科など5つの課程に延べ50人あまりが訓練生として入校している。

3 建物等の概要

施設名	所在地	建築年度	構造	延べ床面積
高等職業訓練校	石関町 122-7	1991年度 (H3年度)	鉄骨造 2階建て	1,018 m ²
永明公民館 (改善センター)	小屋原町 1857-3	1982年度 (S57年度)	鉄筋コン造 2階建て	1,194 m ²

4 移転の理由

○市有資産活用基本方針に合致する。（1「移転計画の概要」に記載のとおり）

○改善センターの施設規模は、現在の訓練校と同等であるとともに、距離は概ね3キロメートル程度であるため不便が生じない。

○施設の利用者は技能を習得するための訓練生に限定され、人数は50人程度であるため、改善センターの既存施設に負荷をかけずに有効活用できる。

○造園科やエクステリア科の実習の場が確保できるとともに、訓練室もコースごとに確保できるため、訓練がスムーズに行える。

5 移転に伴う必要経費の見込み

・改善センター改修工事のための設計業務委託費	5,000 千円
・改善センター改修工事	75,000 千円
・物品移送移転経費	5,000 千円
計	85,000 千円

6 今後の進め方（現時点での予定）

○11月19日（金） 市民経済常任委員会で報告

○令和3年11月 改善センター改修工事のための設計業務委託費（5,000千円／債務負担行為設定 R3：R4＝0：10）を含む補正予算議案を市議会第4回定例会に提出

○令和4年 2月 改善センター改修工事のための設計業務に着手（債務負担行為設定で令和4年8月まで）

○令和4年 5月 新永明公民館が開館（改善センターが空き施設化）

○令和4年11月 設計業務で算定した改善センター改修工事費（75,000千円／R4～R5の債務負担行為設定）を含む補正予算議案を市議会第4回定例会に提出

○令和5年 2月 改善センター改修工事に着手

○令和5年 7月 改善センター改修工事が完了

○令和5年 9月 訓練校が改善センターに移転

<参考> 現訓練校土地・建物の売却スケジュール（現時点での見込み）

・令和4年 7月 事業提案型公募開始

・令和4年11月 優先交渉権者を決定

・令和5年10月 優先交渉権者と売買仮契約を締結

・令和5年12月 土地・建物の売却にかかる事件議案を提出